

憲法を学ぶ～憲法記念日にちなんで～

◆ と き 平成28年 **4月16(土)、23(土)、5月7(土)**
10:30～12:00 (90分×3回)

日本国憲法は、1946年11月3日に成立・公布され、翌5月3日に施行されました。この施行日が、今日では「憲法記念日」とされ、私たち国民が憲法について真剣に考える絶好の契機と言えます。近年では、憲法改正論議が高まりつつあり、同日には新聞各紙も特集記事を組み、憲法に関する国民的議論を後押ししています。冷静な議論を行うには、憲法についての正確かつ十分な知識が必要です。本講座では、憲法の基本や、今日話題となっている憲法問題について解説したいと思います。

憲法に対する理解や関心を深める契機となれば幸いです。

1	4/16(土)	憲法の基本について学ぼう
		憲法を考える上で基本となる事柄についてお話しします。そもそも憲法とは何でしょうか。憲法の役割、憲法の存在理由とは一体何でしょうか。今日の憲法が誕生する歴史的な経緯を振り返って考えてみましょう。欧米や日本の憲法の歴史に注目したいと思います。新聞やニュース等でよく出てくる用語の意味についても解説します。
2	4/23(土)	日本国憲法の内容について理解を深めよう
		私たちの日本国憲法は、どのような内容で構成されているのでしょうか。とくに、人権保障や統治組織について、どのように規定しているのでしょうか。個々の人権の具体的な意味、そして統治機構の役割に注目したいと思います。日本国憲法の基本的な内容、特徴について理解を深めましょう。
3	5/7(土)	今日の憲法問題について考えよう
		憲法記念日には、新聞各紙で、憲法に関する様々な問題、考え方が提起されます。私たちが憲法について考える上で、これらの情報は非常に有益です。憲法を多様な観点から眺めれば、また新しい発見があるかもしれません。マスメディアが提供してくれる多様な憲法問題について考えましょう。

- ◆ 会 場 廿日市市役所7階会議室
- ◆ 講 師 県立広島大学 総合教育センター 講師 岡田高嘉さん
- ◆ 定 員 50人(申込多数の場合は抽選)
- ◆ 受講料 1,000円(3回分)
- ◆ 申込方法 往復はがきにて、下記へ郵送してください。(裏面参照)
 - * なお、往復はがき以外での申込受付はできません。
 - * お申込は、はがき1枚につき1名でお願いします。
- ◆ 申込締切 平成27年4月4日(月)必着
- ◆ 申込・問合せ先

廿日市市生涯学習推進本部
〒738-8501 廿日市市下平良1丁目11番1号
廿日市市教育委員会 生涯学習課 内
TEL (0829)30-9203(直通) FAX (0829)32-5163

【往復ハガキ記入要領】

◎ 往 信 （廿日市市生涯学習推進本部宛て）

● 往復はがきに「憲法の講座 受講希望」と明記し、

① 名前（フリガナ）、② 郵便番号、③ 住所、④ 電話番号を記入し、郵送してください。

● 往信については、下の宛先を切り取ってご使用ください。（住所は不要です。）

〒738-8501

廿日市市役所
生涯学習課内

廿日市市生涯学習推進本部 行

* お預かりした個人情報は、本事業の運営目的以外には、一切使用いたしません。

* 受講の可・不可につきましては、締切後の返送になります。

「憲法の講座 受講希望」

(フリガナ)

① 名前
.....

② 〒
.....

③ 住所
.....
.....

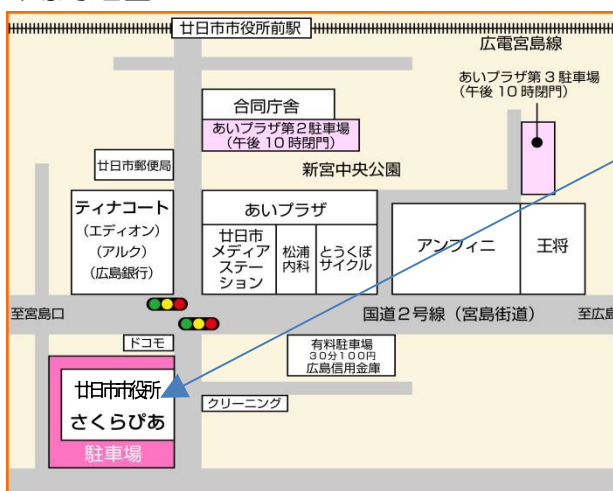
④ 電話番号
() —

◎ 返 信

表：必ずご自宅の郵便番号・住所・お名前をお書きください。お名前の後ろには、「様」をお書きください。

裏：記入不要です。こちらで受講の可・不可等を記載して返送いたします。

<会場周辺図>



廿日市市役所 7階会議室
(広島県廿日市市下平良 1-11-1)

*駐車場に限りがあります。
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

主催：県立広島大学地域連携センター
廿日市市教育委員会
廿日市市生涯学習推進本部